

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私が、会社を退職した昭和46年4月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。同年9月までの国民年金保険料については、父親が納付してくれた。私は、同年10月に別の市に転居してからは、市役所で保険料を納付し、47年10月に実家に戻ることでとなっていたので、申立期間を含めた同年4月から同年9月までの6か月分の保険料をまとめて納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に転居してからは、申立人自身が、市役所で国民年金保険料を納付し、47年10月に実家に戻ることでとなっていたので、申立期間を含めた同年4月から同年9月までの6か月分の保険料をまとめて納付したと思うと主張しているところ、申立人は、同年7月に、申立期間の直前の同年4月から同年6月までの保険料を納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により確認でき、そのことから、当該期間の保険料の納付記録が、平成23年10月に追加されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、適切に納付されていることが確認できることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6694

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月

私は、結婚後の昭和48年12月に会社を退職し、その後すぐに、当時居住していたA町の役場の窓口で国民年金の加入手続を行った。

翌年、B市へ転居し、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していたB市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、会社を退職後すぐに国民年金の任意加入手続を行っており、それ以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続及び国民年金第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年1月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B部における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和25年11月から26年9月までは6,000円、同年10月から同年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年11月1日から27年1月10日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者となっていない。

当時、同郷の友人2名と同時期にC県に引っ越し、D市にあった寮に入った。そこからE地区まで通って、F業務の仕事をしていた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の業務内容や寮の所在地が、複数の同僚の供述と一致することから、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が、同時期にC県に引っ越し、A社に勤務したとして名前を挙げた同郷の同僚2名は、同社B部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、1名は昭和25年10月1日に、もう1名は同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と生年月日が同一かつ同姓で、名前の読みは同じであるが漢字が一字相違する者が、昭和25年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年1月10日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記

録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27 年 1 月 10 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 25 年 11 月から 26 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成16年12月15日は22万8,000円、18年8月10日は22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成18年8月10日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与に係る支給明細書を所持しており、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与に係る支払明細書及びA社が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、賞与に係る支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は22万8,000円、申立期間②は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和52年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月21日から同年9月21日まで

私は、昭和45年3月12日にC社に入社し、平成16年9月30日に退職するまで、継続して同社及び同社のグループ会社で勤務していたにもかかわらず、A社からD社に異動した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でないことに納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された異動記録、雇用保険の加入記録及びE健康保険組合から提供された被保険者台帳保険給付記録簿から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年9月21日に、A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険料を健康保険組合に納付していることから、申立てどおりの届出をし、保険料を納付した。」としているが、厚生年金

基金及び厚生年金保険の記録における喪失日が昭和 52 年 8 月 21 日となっており、F 厚生年金基金（現在は、G 企業年金基金）及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和61年1月から平成11年5月までは36万円、同年6月から同年10月までは34万円、同年11月から15年3月までは36万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から16年3月までは47万円、同年9月から19年10月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から平成16年4月1日まで
② 平成16年9月1日から19年11月1日まで

私は、昭和51年5月頃から平成22年5月末までA社からB職として派遣され、給与は30万円以上支給されていた。給与明細書と預金口座の記録を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和61年1月1日の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、申立人の標準報酬月額は、36万円から22万円に減額され、以降、平成元年10月からは19万円、2年10月からは18万円、3年10月からは19万円、5年10月からは18万円、8年7月からは9万8,000円と推移しているところ、複数の同僚の標準報酬月額についても、当該随時改定によって減額され、申立人と同様に推移していることが確認できる。

しかしながら、申立人の給与振込口座の履歴を確認したところ、給与振込額は、当該随時改定の前後においてほぼ変動が無いことが確認でき、申立人の報酬月額は、申立期間前の報酬月額とほぼ同額であったと認められ

る。

また、上記の複数の同僚のうち一人から提出された源泉徴収票（昭和63年分）及び平成元年2月及び同年3月の給与明細書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する社会保険料額及び当該随時改定前の標準報酬月額に相当する社会保険料額より高額であることが確認できる上、ほかの一人から提出された給与振込口座の履歴によると、当該随時改定前後の給与振込額にほぼ変動が無い。

さらに、申立人は、平成11年6月から16年3月まで（13年7月及び同年8月を除く。）の給与明細書を所持しており、控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額より高額であることが確認できる。

加えて、上記の複数の同僚のうち、照会に対して回答した者全てが、「自身の標準報酬月額の記録はおかしい。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、61年1月から平成11年5月までは36万円、申立人の所持する給与明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料控除額から、同年6月から同年10月までは34万円、同年11月から15年3月までは36万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から16年3月までは47万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の所持する給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、預金口座及び給与明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、

その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成5年5月1日、資格喪失日は6年5月25日、B社における資格取得日は同年12月1日、資格喪失日は7年9月1日、C社における資格取得日は同年10月17日、資格喪失日は17年11月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額を別表のとおりとすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月1日から6年6月1日まで
② 平成6年6月1日から7年9月1日まで
③ 平成7年10月17日から17年11月16日まで

私の本名は、Dである。昭和58年に住み込みで働く際に、「E」を名乗った。その後、A社、B社及びC社で勤務する際にも「E」の名前で勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。A社、B社及びC社に係る「E」の厚生年金保険の被保険者記録があるとのことだが、それらは私の被保険者記録である。また、A社及びB社には上記の被保険者期間よりも長く勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同姓で名が異なり、生年月日が2年異なるE氏の被保険者記録が、平成5年5月1日から6年5月25日までの期間はA社、同年12月1日から7年9月1日までの期間はB社、同年10月17日から17年11月16日までの期間はC社においてそれぞれ確認できる。

また、申立人は、A社、B社及びC社で勤務する際には、自身が二男であることから、父の名であるFの一字をあわせEと名乗り、就職に有利に

なるよう年齢を2歳若く申告していたと説明しているところ、申立人に係る戸籍謄本から、申立人はF氏の二男であることが確認できる上、生年月日の相違についてもその理由を具体的に述べていることから、申立人の説明は信ぴょう性があると認められる。

さらに、申立人は、「E」名義の雇用保険被保険者証（平成7年1月9日交付）、厚生年金基金加入員証（5年5月31日発行）、C社が発行した給与支給明細書及び同社からの振込が確認できる預金通帳を所持している。

加えて、申立人の当時の写真を、A社、B社及びC社のうち現存するA社及びC社に照会したところ、両社は、写真の人物は自社に勤務していた人物と同一人物である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は平成5年5月1日、資格喪失日は6年5月25日、B社における資格取得日は同年12月1日、資格喪失日は7年9月1日、C社における資格取得日は同年10月17日、資格喪失日は17年11月16日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、上記「E」の厚生年金保険被保険者記録から、別表のとおりとすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成6年5月25日から同年6月1日までの期間について、申立人は、A社に同年5月末日まで勤務していたと述べているものの、同社が保管している申立人に係る社会保険者台帳には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年5月25日と記載されており、申立人の同社に係るオンライン記録における資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、G厚生年金基金における申立人のA社に係る加入記録によると、被保険者資格喪失日は平成6年5月25日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②のうち、平成6年6月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、B社が設立された同年6月に同社の代表取締役性に誘われて入社したと述べているところ、商業登記簿謄本より、同社は同年6月24日に設立されたことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年6月1日から同年9月1日までの期間は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主に照会したものの、回答が無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月25日から同年6月1日までの期間及び同年6月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成6年5月25日から同年6月1日までの期間及び同年6月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

期間	標準報酬月額
平成5年5月から同年9月まで	22万円
平成5年10月から6年4月まで	24万円
平成6年12月から7年8月まで	15万円
平成7年10月から8年7月まで	20万円
平成8年8月から9年9月まで	28万円
平成9年10月から10年9月まで	30万円
平成10年10月から12年9月まで	32万円
平成12年10月から14年9月まで	26万円
平成14年10月から16年8月まで	22万円
平成16年9月から17年8月まで	20万円
平成17年9月から同年10月まで	28万円

期間	標準賞与額
平成15年7月4日	10万円
平成15年12月5日	10万円
平成16年7月5日	10万円
平成16年12月3日	10万円
平成17年7月5日	10万円

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から同年 11 月 22 日まで

私は、平成 9 年 8 月 21 日から同年 11 月 21 日までの期間、A 社に勤務し、一般事務の仕事をしていた。

当時、給与額は 26 万円であり、手取りで 20 万円以上もらっていた。厚生年金保険の記録では、この期間の標準報酬月額が遡って 12 万 6,000 円に下げられているということだが、当時、会社からそのような説明を受けたことは無い。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 3 月 31 日）より後の同年 8 月 7 日付けで、遡って 12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか 102 名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事業主の届出に基づき事後訂正されたものであり、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとされており、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円となっているが、A社の事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は41万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年1月1日から同年7月1日まで

私は、平成元年から22年まで、A社でB職をしていた。

年金の裁定請求をした際に、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、厚生年金基金の加入員記録と相違していることが判明した。

このため、A社が年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金額に反映されない記録になっているので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、当初36万円と記録されていたところ、事業主の届出に基づき、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年1月4日付けで41万円に訂正されたが、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされていない。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成17年10月付けで、41万円に改定されていることが確認できる。

また、A社及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年

金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同社は、「当該基金に提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が41万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

私は、市役所に勤務したことがある母親から、「成人したら、国民の義務として国民年金保険料を納付するもの。」ということを強く言われていた。

私の20歳の誕生日に、母親が、成人の祝いとして、市役所の出張所で、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。

両親や兄の申立期間の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、申立人の20歳の誕生日である平成7年*月に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者記録から、申立人の国民年金の加入手続は、8年7月に行われたものと推認され、現に、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿にも、新規取得届の入力日が「H8. 7. 25」とされていることが確認できる。

また、申立人の年金手帳の「国民年金の記録」欄、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、当該期間は国民年金の未加入期間とされている。このため、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年2月までの期間及び同年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年2月まで
② 昭和56年9月から59年3月まで

私が20歳になった頃、母親が国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を、母親の分と一緒に納付していたはずである。

年金手帳にも、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行ったことや、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが書かれている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該期間に係る国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする母親からは、当該国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する証言を得ることができないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和59年4月に行われたと推認される上、申立人が当該期間当時居住していた市の「国民年金手帳交付簿」の申立人の「払出年月日」の欄には、「59・4・9」と記入されている。

また、申立人は、自身の年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間①の始期及び終期並びに申立期間②の始期の日付が書かれているため、申立期間①及び②の始期において、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保

険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、当該資格取得日の時点において、国民年金の加入手続が行われたことを示すものではなく、保険料納付の始期を特定するものでもない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立期間後の昭和 59 年 4 月と推認されるため、申立人が主張する方法により、申立期間①及び②当時に、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間①の始期から手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月及び同年8月

私は、平成3年7月に勤務先を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

年金手帳の「国民年金の記録」欄にも、申立期間の記録が書かれている。

確かに国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月に勤務先を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、その前提として、基礎年金番号が導入された9年1月より前は、厚生年金保険と国民年金は別の制度として、それぞれの制度から手帳記号番号が払い出されていたため、申立人が述べているように、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、区役所で国民年金への切替手続を行ったのであれば、厚生年金保険の手帳記号番号とは別に、国民年金の手帳記号番号が払い出され、申立人に付与されることになる。しかし、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことに加え、申立人が区役所へ持参したとする年金手帳にも、国民年金の手帳記号番号は記載されておらず、申立人が当時居住していたとする住所地の記載も無い。また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の手帳記号番号により付番されており、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できる。これらの状況を踏まえると、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも基礎年金番号が導入された9年1月以降であると推

認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の日付が明記されていることをもって、その期間について国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の資格取得日は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、当該資格取得日の時点において、国民年金の加入手続が行われたことを示すものではなく、保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年9月までの期間、5年4月から6年5月までの期間、同年7月、同年9月及び14年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から同年9月まで
② 平成5年4月から6年5月まで
③ 平成6年7月
④ 平成6年9月
⑤ 平成14年3月から同年5月まで

私は、会社を辞めると、厚生年金保険の被保険者でなくなるから、その都度国民年金への切替手続を行うために区役所に行った。

国民年金保険料については、場所や金額ははっきりとは覚えていないが、そのときの職場の近くの郵便局や銀行、区役所などの都合の付くところに行って納付していた。

仕事が忙しかったり、職場の近くに納付することができる場所が無かったときは、母親にお金を渡して納付してもらっていた。

一生懸命に国民年金保険料を納付してきたので、未納期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、当該期間の国民年金被保険者資格記録は、平成8年8月13日に追加処理されていることが確認できることから、当該期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない上、追加処理された時点においては、時効により、納付することができない。

また、申立期間②、③及び④について、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成8年6月に、同区で国民年金の加

入手続を行ったと推認され、その時点において、申立期間②の大半は時効により、国民年金保険料を納付することができず、申立期間②、③及び④に近接した時期の保険料が、時効が到来する直前に納付されている状況を踏まえると、申立期間②のうち上記を除く期間、申立期間③及び④は、時効が到来したために、納付することができなくなったと考えることが自然である。

さらに、申立期間⑤は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、同番号に基づき、国民年金の記録管理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立期間は5回に及び、特に申立期間①から④までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、定時決定により減額されている。

当時、給与の減額は無く、申立期間の標準報酬月額は、前後の標準報酬月額と同額の 13 万 4,000 円になるはずである。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、給与の減額は無く、申立期間の標準報酬月額は、申立期間前後の標準報酬月額と同額の 13 万 4,000 円になるはずであると主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの保険料控除及び届出の内容については不明。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立期間に係る同僚の標準報酬月額を調査したところ、複数の者についても申立人と同様に昭和 47 年 10 月の定時決定により、1 等級から 4 等級下がっており（申立人は、2 等級下がっている）、申立人の標準報酬月額のみが同僚と相違して減額となっている状況は見当たらない上、複数の同僚が、「標準報酬月額は、当時の給与額に見合う額である。」と供述している。

さらに、申立期間に係る A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無く、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、定時決定により減額されている。

当時、給与の減額は無く、申立期間の標準報酬月額は、前後の標準報酬月額と同額の1万2,000円になるはずである。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期に資格取得している同年代の同僚に係る標準報酬月額を調査したところ、当該同僚の資格取得時の標準報酬月額及び申立期間の標準報酬月額は、申立人の記録とほぼ一致している上、申立人が自身と同じC職であったとして名前を挙げた同僚の資格取得時及び申立期間の標準報酬月額は、申立人の記録とほぼ一致している。

また、B社は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの保険料控除及び届出の内容については不明。」と回答しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 16 日から 45 年 7 月 16 日まで
② 昭和 45 年 7 月 17 日から 46 年 1 月 16 日まで
年金裁定請求手続の際に年金記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給されていることになっていると言われた。

申立期間②に係る事業所を退職する時に、脱退手当金の説明を受けたこともなく、社会保険事務所（当時）がどこにあるかも知らなかったのだから、脱退手当金の請求手続をするはずもなく、受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金の請求手続をした記憶も、受け取った記憶も無いと主張している。

しかし、申立期間②に係る事業所を管轄していた社会保険事務所には、申立人の申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の署名及び押印がなされている。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、脱退手当金計算書には、脱退手当金を当該住所地近くの金融機関に送金することが記載されているなど、支払決定通知書が同住所に送付されたものと考えられる上、不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

さらに、請求書類には申立期間①に係る事業所が作成した退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求手続がなされたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を

意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。